

# 社会福祉法人佐貫会嘱託職員規程

## (目的)

第1条 この規程は、就業規49条に基づく、職員で定年退職後、嘱託として再雇用された者の身分について定めるものである。

## (嘱託の定義)

第2条 この規程で嘱託とは、満65歳で定年退職した者が継続勤務を希望して、無期契約職員と同等の所定勤務時間で施設と契約し勤務する者をいう。

## (嘱託の雇用期間)

第3条 嘱託の雇用期間は原則として1年(定年退職した日の翌日より)とし、本人の希望により、満70歳の誕生日の属する月の月末日まで1年ごとに更新する。

## (嘱託の労働条件)

第4条 その他嘱託の労働条件についてはパートタイマー就業規則を準用する。

## (給与支給形態)

第5条 嘱託職員の給与支給形態(月給制、時給制)及び給料に関しては、本人の希望及び管理者の意見を考慮の上、理事長が決定する。

## (賞与)

第6条 月給制嘱託職員は、佐貫会の業績を考慮して、無期契約職員とは別途に、職員ごとに理事長が決定する。

2 時給制嘱託職員はパートタイマー就業規則を準用する。

3 無期契約職員期間と嘱託期間が基準日に混在する場合は期日を案分した比率にて支給する。

## (職員処遇手当)

第7条 職員処遇手当を下記のように支給する

(1) 介護職員処遇改善手当は該当する期間に限り、介護職員に月ごとに支給する。

(2) 介護職員等ベースアップ等支援加算は該当する期間に限り、職員に月ごとに支給する。

## 附則

この規程は平成28年4月1日から実施する。

## 附則

この規則は令和5年6月15日から実施する